



「親なき後」とは、障がい者を支えてきた親が、子どもを支えることができなくなることで、一般的には理解されています。親が亡くなるのが真っ先に思い浮かぶかもしれませんが、親が高齢になるにつれ親自身が介護などを必要とするようになり、子どもの支援が困難になることも含まれます。

「親なき後」は、必ずしも「親亡き後」とは限りません。障がい者が「親なき後」も地域で孤立することなく、安心して生活するためには、地域社会の支援が必要です。



今回は、「親なき後」のために役立つ制度を紹介します。

判断能力の重要性








ヘルパーやグループホームなど、日々の生活を支えるサービスはさまざまなものがありますが、それらを利用するためには、サービスが自分にとって有用なものかを判断したうえで、事業者と契約をする必要があります。

障がいによって判断能力が十分でない場合は、このような契約行為や金銭の管理などがとても難しくなります。

障がい者の権利を守る制度

障がい者が不利益を被らないよう、財産や権利を守る制度として「成年後見制度」と「あすてらす」(日常生活自立支援事業)があります。

	成年後見制度	あすてらす
対象者	認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方、または判断能力がない方 	認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分ではあるが、契約の内容を理解することができる方
相談の受け付け	社会福祉協議会、地域包括支援センター、市障がい児者相談支援センターなどの権利擁護に関する窓口	社会福祉協議会
手続き方法	本人または配偶者、4親等内の親族、市町村長等が家庭裁判所へ申し立てを行う	あすてらすと契約する
医療行為の同意	できない	できない
不動産の処分や管理	できる 	できない 
消費者被害の取消し(高額な買い物)	できる 	できない 
金銭管理、福祉サービスの利用支援	できる	できる
費用	本人負担 (金額は家庭裁判所が決定する)	1回おおむね1時間1,000円
契約の終了時期	本人が亡くなる、または判断能力が回復した場合	1か月単位で自由に解約できる

「親ある」あいだに「親なき後」の準備ができます

今からできる備えのひとつとして、エンディングノートがあります。法的効力はありませんが、もしものときに備えて、前もって自分や子どもが望む医療やケア、大切にしたいことについて、ノートに想いを残してみませんか。市では下野市版エンディングノートをリニューアルし、名前も「ゆうがお日記～わたしの願い～」と改めました。



市高齢福祉課や社会福祉協議会(ゆうゆう館)、地域包括支援センター、市障がい児者相談支援センターなどで無料配布しています。

← こちらから、ダウンロードできます。

